

一般廃棄物の効果的な減量等の方策について

答 申 書 (案)



平成 20 年 1 月

三条市廃棄物減量等推進審議会

まえがき

1 審議会の検討経緯

三条市は、平成15年10月1日（旧下田地区は、平成15年11月1日）からごみの有料化で、家庭系ごみ（有料化後1年目の排出量）は、約25%の減量に成功したが、事業系ごみは、平成15年度から3年連続増加し、今後もごみ排出量の増加が予測されている。また、現在計画中の新ごみ焼却処理施設建設に対し、国の循環型社会形成推進交付金の交付条件の一つとして、ごみ排出量を20%減量することとされている。

そこで、三条市廃棄物減量等推進審議会は、平成18年7月24日、三条市長から「一般廃棄物の効果的な減量等の方策について」の諮問を受けた。諮問の主旨は、①ごみ処理手数料の料金体系の見直し、②事業系ごみの減量・リサイクルに向けた今後の施策、③ごみの発生抑制、再利用及びリサイクルの3R推進のために、市民、事業者、行政が果たすべき役割についてである。

当審議会では、これまでに審議会を11回開催し、本市のごみ処理の現状と課題及び他市のごみ処理手数料、減量化事例、パブリックコメントの意見等を参考にしつつ、ごみ処理手数料の料金体系の見直し及び事業系ごみの効果的なごみ減量等の方策について検討を重ねてきた。

ごみ処理手数料の料金体系の見直しについては、三条市清掃センター及び三条市一般廃棄物最終処分場（道心坂埋立地）へ直接搬入される（三条市が収集する家庭系ごみを除いた）ごみ処理手数料の負担の公平化を図る料金体系について検討するとともに、適正な手数料負担のあり方については対処費、近隣市のごみ処理手数料との比較検討を行った。

次に、事業系ごみの減量・リサイクルの方策としては、排出量の抑制、リサイクルの推進、一般廃棄物処理業許可業者の適正処理指導等、重要な課題が山積する中で、三条市の現況を踏まえつつ、市が条例により受け入れを認めている産業廃棄物¹（以下「併せ産廃」という。）の受入の適否及び事業系一般廃棄物の減量化に向けた具体的な取組み方法を検討した。

また、昨年12月には、検討案をまとめ、三条市パブリックコメント制度に基づき市民及び事業者の皆様の意見をお聞きした。また、市内の事業系ごみ多量排出事業所169社の実態調査と219社を対象に事業系廃棄物減量化アンケート調査を行い、審議の参考にした。

2 三条市のごみ処理の現状と課題

（1）ごみの排出量、処理経費

三条市のごみ排出量（合併前の旧三条市、旧栄町及び旧下田村のごみ排出

量を合算)は、平成13年度の56,873トンをピークに、その後、平成15年10月からの家庭ごみ有料化により翌年度には一気に7,073トン減量したが、その後やや微増し平成18年度には、50,031トンとなり、約12%減となっている。

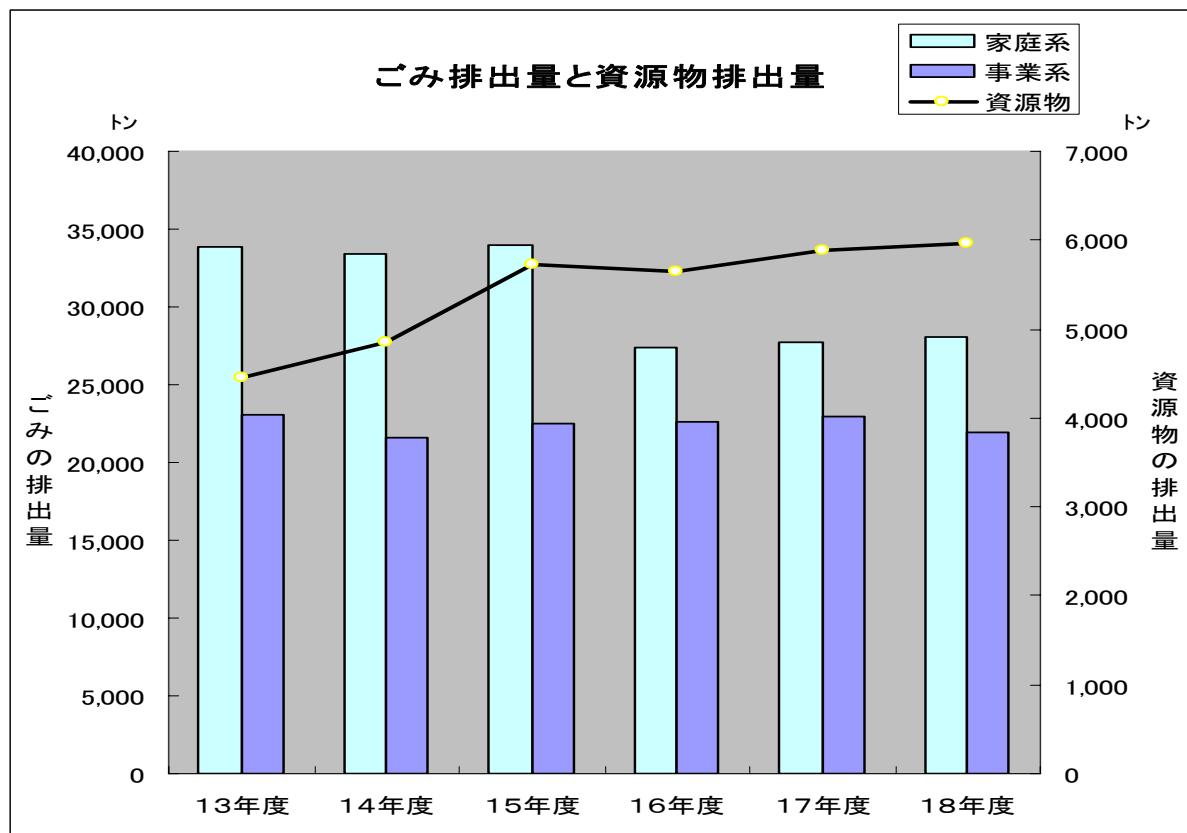
家庭系ごみ、事業系ごみの別で見ると、家庭系ごみは、平成16年度において対前年度比6,610トン減(約19%減)と大きく減量したが、その後は、若干増加傾向であるものの減量化が継続されている。

一方、事業系ごみは、平成13年度の23,053トンをピークに、翌年の段ボールの受入規制で一時的に1,437トン減量したものの、平成15年度から再び増加に転じ、平成17年度まで毎年500トン(2%)前後増加し、平成18年度には、微減はしたものの21,956トン、ごみ排出量の約44%に達している。

表-1 年度別ごみ排出量

(単位:トン)

		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
家庭系 ごみ	可燃ごみ	27,738	26,755	25,598	20,782	20,876	21,037
	不燃ごみ	1,706	1,835	2,723	1,009	1,076	1,131
	資源物	4,376	4,787	5,653	5,573	5,827	5,907
	計	33,820	33,377	33,974	27,364	27,779	28,075
事業系 ごみ (A)	可燃ごみ	22,009	20,758	21,594	21,771	22,186	21,155
	不燃ごみ	965	789	787	716	743	739
	資源物	79	69	71	70	66	62
	計	23,053	21,616	22,452	22,557	22,995	21,956
総合計 (B)	可燃ごみ	49,747	47,513	47,192	42,553	43,062	42,192
	不燃ごみ	2,671	2,624	3,510	1,725	1,819	1,870
	資源物	4,455	4,856	5,724	5,643	5,893	5,969
	計	56,873	54,993	56,426	49,921	50,774	50,031
事業系ごみの比率 (A/B)		40.5%	39.3%	39.8%	45.2%	45.3%	43.9%
資源化率 (資源物/総排出量)		7.8%	8.8%	10.1%	11.3%	11.6%	11.9%



また、平成18年度の清掃センターへ直接搬入されるごみは、搬入量の97.4%、21,894トンが事業系ごみで、家庭系ごみは僅か2%、457トンとなっている。これは、家庭系ごみの有料化効果が極めて高く、有料化前と比べ約80%の減少となった。

表-2 平成18年度清掃センター直接搬入ごみ量及び台数

	家庭系ごみ		事業系ごみ		合 計
搬入量 (トン)	<u>573</u>	<u>2.6%</u>	<u>21,894</u>	<u>97.4%</u>	<u>22,467</u>
搬 入 台 数	<u>4,191</u>	<u>17.1%</u>	<u>20,371</u>	<u>82.9%</u>	<u>24,562</u>
1台当たり搬入量	<u>136kg</u>		<u>1,075kg</u>		<u>915kg</u>

しかしながら、事業系ごみについては、今後の景気の動向や、原材料・製品の輸入依存型への事業活動の拡大、また、野焼きの禁止などによる増加要素はあっても減量要素がないため、今後もごみ排出量の横ばい若しくは微増が予測されるところである。

ごみ処理経費については、ごみ量の増加に伴う処理経費の増加に加え、老朽化したごみ焼却処理施設の維持補修や分別収集の推進などから、平成17年度、約11億円となっている。

表-3 年度別ごみ処理経費等

年度	排出量 (トン) ①	前年 度比	一人1 日当り 排 出 量(g)	ごみ処理経費				
				処理費・維持管理費 (千円) ②	前年度 比	1トン当 り(円) ②/①	1人当り (円)	1世帯 当り (円)
H12	56,459	6.9	1,406	1,137,491	△2.7	20,147	10,337	36,117
H13	57,077	1.1	1,430	1,184,012	4.1	20,744	10,824	36,608
H14	55,241	△3.2	1,388	1,259,188	6.3	22,794	11,552	38,651
H15	56,257	1.8	1,421	1,287,800	2.3	22,891	11,875	39,293
H16	50,242	△10.7	1,274	1,135,001	△11.9	22,591	10,503	34,541
H17	51,086	1.7	1,298	1,165,257	2.7	22,810	10,810	34,991

(2) ごみの分別処理

一般家庭から排出されるごみの収集は、一般廃棄物処理計画により、可燃ごみ、不燃ごみのほか、資源物回収として、ガラスビン、空き缶、ペットボトル、紙パック、新聞紙、雑誌、段ボールの9分別収集を行っている。資源物回収量は、平成13年度から年々増加し、平成18年度には5,907トン回収し5年間で1,514トン増加した（3頁、表-1「年度別ごみ排出量」を参照）

資源物のごみ総量に占める割合（資源化率）は、平成17年度、11.6%〔新潟県17.0%、全国17.6%〕であり、更に資源化率を高める余地があるものと推測される。

事業活動に伴って排出される廃棄物については、事業者の自己処理責任においてごみ処理施設への搬入が行われている。清掃センターでのごみ受入れ区分は、従来から、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの3分別で行ってきた。そこで、ごみ減量化対策として平成14年度から段ボールの受入れ規制を実施しているが、古紙類をはじめとして資源物の分別については事業者の自主性に頼っており、平成18年8月実施の事業系可燃搬入ごみ実態調査では、資源化が可能な資源物が約15%混入しており、減量化の余地は十分ある。
事業系ごみの排出量は増加傾向にある。

(3) ごみの減量化、資源化事業

ごみの減量化を推進していくためには、資源物回収の継続推進と、地域に密着した有価物集団回収が有効である。有価物集団回収奨励事業については、資源物の売却価格の下落等により平成15年度に廃止したが、新たに事業所や商店街と連携した地域ごとの拠点回収システムを構築する必要がある。

また、平成3年度から生ごみ処理機器設置奨励事業を実施しており、平成

1 1 年度からはコンポスト型処理器に加え、電動型処理機にも補助金を交付している。家庭ごみのうち、重量ベースで最も大きな割合を占めるのが生ごみであり、今後も本事業を継続していく必要がある。

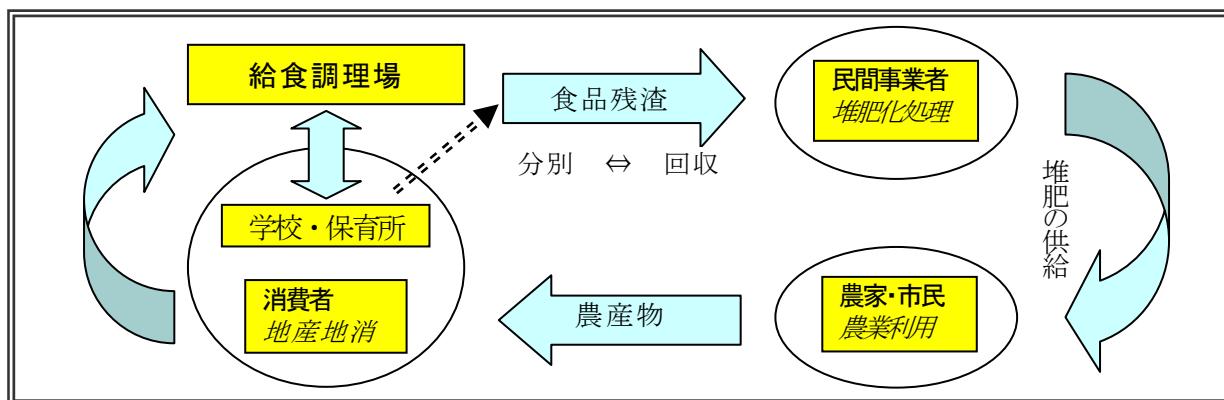
表-4 生ごみ処理機補助金交付台数

(単位：台)

	H3～11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	計
コンポスト	1,170	53	24	47	67	36	85	110	1,592
電動型	200	101	57	154	237	50	50	26	875

さらに、市民、民間事業者及び学校給食調理場などと連携した食品残渣の堆肥化と、それを活用して生産された農産物が消費者へと循環するバイオマス*2利活用システムの構築を促進していく必要がある。

図-1 バイオマスを活用した循環型社会のリサイクルフロー



(4) ごみ処理施設

清掃センターの可燃ごみ搬入量は、平成18年度42,192トン、焼却施設の年間処理能力の限界は50,490トンである。実稼働の現状は、焼却炉に悪影響を及ぼす高カロリーごみの紙類やプラスチック類の増加などにより、施設の焼却能力が限界に近い状況となっている。また、施設の老朽化が進んでいるが、新ごみ処理施設の供用開始は、平成24年度となっている。

最終処分場については、平成11年度に大規模改修工事を実施し、環境保全対策を図るとともに、平成25年度まで埋立てが可能となった。しかし、年々確実に残余容量が減少する中で、将来の最終処分場のあり方を検討する必要が生じている。

3 ごみ減量等推進に向けた基本的な考え方

ごみ排出量の増大とその適正処理が課題となっている今日、廃棄物処理に関連する法規制は一段と強化され、環境の保全とともに循環型社会の形成に向けた廃棄物政策の推進が求められており、ごみの発生抑制、再利用及びリサイクルの3R^{*3}推進のために、市民、事業者、行政が連携し、より一層の減量化を推進する必要がある。

三条市においては、家庭ごみの資源物回収をはじめ、種々のごみ減量化対策が講じられているところであるが、平成18年3月に策定された、「循環型社会形成推進地域計画」による減量化、再生利用（資源化）の数値目標は、新たな減量化・資源化施策の効果を見込み、表-5のように定めてあり、平成25年度までに目標を達成する必要がある。

表-5 減量化、再生利用に関する現状と目標

(単位：トン)

区分		基準年 12年度	現状 16年度	22年度	25年度
家庭系ごみ	収集	燃えるごみ	26,437	20,430	19,746
		燃えないごみ	1,891	935	932
	ごみ	粗大ごみ	-	75	77
		資源物	4,244	5,572	5,689
		計	32,572	27,012	26,444
	直接搬入	清掃センター	1,067	351	351
	ごみ	道心坂埋立地	500	321	300
		計…①	34,139	27,684	27,095
	事業系ごみ…②		22,320	22,486	18,604
合計(ごみ排出量)…③=①+②+		56,459	50,170	45,699	44,678
基準年に対する 減量化率		家庭系ごみ		-18.9%	-20.6%
		事業系ごみ		7.4%	-16.6%
		ごみ排出量		-11.1%	-19.0%
資源化量	集団回収	0	0	749	1,070
	資源物 (H22.25年度は剪定枝リサイクル量を含む)	4,244	5,572	6,589	6,265
	中間処理後資源回収	1,167	503	552	3,661
	計…⑤	5,411	6,075	7,890	10,996
	リサイクル率(⑤÷④)	9.6%	12.1%	17.0%	24.0%

ごみ減量方策の一つとして、また、費用負担の公平化などに有効な廃棄物政策として、ごみの有料化があり、平成15年秋の家庭ごみ有料化は一定の

効果を挙げている。しかしながら、ごみ総量の44%を占める事業系ごみ量は増加傾向にあることから、家庭ごみと同様の観点でごみ減量化の適正指導等を強化していく必要がある。また、ごみ処理経費が年々増大していることから、ごみ減量・資源化促進の観点からも処理手数料の改定が必要である。

こうした状況の中で、県内各市の状況把握や先進事例等、調査審議を重ねた結果、清掃センターへ直接搬入されるごみ処理手数料の値上げが効果的なごみ減量の方策であると考える。

また、ごみ処理手数料の改定に併せて、ごみ排出者の費用負担の公平化を明確にするため、従来方式の搬入車両最大積載量に応じた価格体系から排出重量に比例する従量価格制度に変更することが望まれる。

さらに、事業系ごみのうち併せ産廃については、原則として受け入れを認めるべきではない。(ただし、小規模事業者については、許可制で受け入れを認める。)

なお、ごみ処理手数料の改定及び事業系ごみ減量化対策については、特に市民・事業者の合意形成が不可欠である。今後、市民・事業者に対して、新たな負担や取組みを求めていくにあたっては、行政においても、常にコスト意識を高め、費用対効果を考慮した効率的な事業運営を行わなければならぬ。

4 一般廃棄物の効果的な減量等の方策について（提言）

ごみの減量化には、生産、流通、消費、廃棄のそれぞれの局面での対応が必要であり、市民、事業者及び行政が共通の認識に立ち、課題を共有し、解決に向け協働して取り組んでいかなければならない。当審議会としては、引き続きごみ減量の方策を検討していくものであるが、現段階において以下の5点について提言を行うものである。

なお、本中間報告（提言）について、当審議会は三条市パブリックコメント実施要綱の規定に基づき市民の意見を求めるものとし、引き続き、ごみの減量化等の具体的な促進の方策について検討を進め、平成19年1月を目途に最終答申を行うものである。

（1）ごみ処理手数料料金体系の見直しについて

現在、市民・事業者から清掃センターへ直接持込まれるごみは、排出者自ら若しくは排出者から委託を受けた廃棄物処理許可業者が、搬入車両の最大積載量区分によるごみ処理券を購入し、清掃センターに持込んでいるが、ごみ重量の多少に関わらず一定料金を負担することから不公平感が生じている。

そこで、ごみ処理手数料の料金体系を、より負担の公平化が図られる最大積載量方式から従量制方式に改め、不公平感を是正すべきである。ちなみに県内20市中、17市が従量制方式を実施している。

また、事業系ごみの適正な手数料負担のあり方については、対処理経費、近隣市のごみ処理手数料との比較検討を行ったところであるが、

- ① 実質ごみ処理経費に対する負担率を30%とすること

~~市外からのごみの流入を阻止するには、近隣市町村の価格と比較し安くならないよう配慮すること~~

- ② ごみ減量・資源化の努力で、実質的な負担の縮減が図られること

- ③ 民間廃棄物処理施設とのバランスを考慮した価格とすること

以上のことから、ごみ処理手数料は、平成20年度から10kg当たり60円とし、以後は、ごみの減量化実績や社会・経済情勢等を考慮し、隨時見直しする。また、市民・事業者に対し引き上げによる急激な負担増とならないよう配慮するものとする。

ア ごみ処理手数料の改定内容

ごみ種の種別・処理区分			区分	処理手数料の額	
家庭系廃棄物	一般廃棄物	市民(市民から運搬の委託を受けた者を含む。)が市長の指定する処理施設へ搬入し、市が処分する場合(指定袋又は粗大ごみ処理券により排出する場合は、その価格とする。)	可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ	10キログラムごとに	<u>60円</u>
事業系廃棄物	一般廃棄物	事業者(事業者から運搬の委託を受けた者を含む。)が市長の指定する処理施設へ搬入し、市が処分する場合	可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ	10キログラムごとに	<u>60円</u>
事業系廃棄物	産業廃棄物	特に市長が認めた事業者(特に市長が認めた事業者から運搬の委託を受けた者を含む。)が市長の指定する処理施設へ搬入し、市が処分する場合	可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ	10キログラムごとに	<u>60円</u>

注1) 清掃センター又は道心坂埋立地へ直接搬入する場合の処理手数料とする。

(2) 事業系ごみの減量化方策について

清掃センターのごみ受入れ区分は、今後とも3種3分別（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ）とし、平成14年度から実施された段ボールの受入れ規制を現在も継続している。その結果、一旦、搬入量は減少したが、平成15年度の家庭ごみ有料化に併せ、事業系ごみ処理手数料を最大2.8倍に引き上げたにもかかわらず、その年から毎年微増している。

今回、清掃センターで実施された一般廃棄物処理許可業者の搬入可燃ごみ実態調査で、資源物の混入が15.7%と非常に高い結果となった。

また、特定の事業者から排出される併せ産廃が大量に搬入され、事業系ごみの年間排出量の約14%を占めている。

表-6 併せ産廃の清掃センター受入量（推定）

（単位：トン）

紙くず	木くず	動植物性残渣	繊維くず	合計
200トン	500トン	2,500トン	0トン	3,200トン

300トン以上の事業者：3社（動植物性残渣）

200トン以上の事業者：1社（動植物性残渣）

50トン以上の事業者：3社（動植物性残渣）、1社（木くず）

20トン以上の事業者：1社（動植物性残渣）、17社（木くず）、7社（紙くず）

これらのことから、清掃センターに搬入される事業系ごみの減量化方策としては、

ア 併せ産廃は、原則受入れ禁止とする。ただし、産業育成の観点から一定規模以下の事業者については、許可制で受入れることとする。

受入許可制の導入にあたっては、減量化相談、実例紹介、融資制度など事業者への支援施策を行う必要がある。

【受入基準】

受入基準は、業種、経営規模、ごみ種に関わらず「1事業者の年間受入数量」とし、平成21年度400トンから25年度まで段階的に減少し、最終的に50トンとする。

表-7 併せ産廃の受入数量と減量目標

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
受入数量	400トン	300トン	200トン	100トン	50トン
減量目標	590トン	890トン	1,250トン	1,650トン	1,890トン

イ 資源物の受入れ規制を強化し、事業者の資源化努力を強く求めるもの

とする。

ウ 搬入可燃ごみの適正検査を隨時実施する体制を整備するとともに、搬入事業者及び一般廃棄物処理許可業者への適正搬入、適正処理の指導を強化するものとする。

本来、有価物である資源物は、近年、品目によっては逆有償の状況が生じているため、分別排出により事業者負担が更にかかることが予測されるが、事業者の自己処理責任のもとに適正処理を推進していく必要がある。

なお、今回のごみ処理手数料の改定と減量方策により、廃棄物排出者のごみの発生抑制、排出量の減量化、資源物の分別促進及び環境意識の向上などが期待できる一方、三条市のごみ処理経費の削減が期待できる。

三条市においては、事業系ごみ減量が重要課題となっていることから、事業者等の合意形成のもとに速やかに実施すべきものと考える。

(3) 資源循環型社会の推進

日本全国では、廃棄物の急増、最終処分場埋立残余年数の逼迫、不法投棄の増大が喫緊の課題となっている。「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至まで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することは、急務となっている。

そのため、環境負荷が少ないエネルギーを利活用し、環境にやさしい製品を生産・使用することで、CO₂の削減により地球温暖化防止や廃棄物の資源化を図る必要があるとされている。

そこで、今年度末に策定される三条市バイオマстаウン構想に盛り込まれる、動植物性残渣、食品残渣、剪定枝チップ、稻わらやもみ殻など種々の未利用バイオマス資源を活用し、市民・事業者・学校・行政など多様な主体が連携した資源循環型社会（地域づくり）を推進することが重要であると考える。

また、循環システムの構築にあたっては、地域資源（人・物・技術）を活かし独自性のある「エネルギーの地産地消」の仕組みづくり、また、民間事業者による新たな産業の育成などを視野に入れた「環境ビジネスの創設」が考えられる。

(4) 3Rの推進について

市民、事業者及び行政は、3Rの推進のため次の事項に協働で取組み、徹底したごみの分別と資源化を図ることとする。

ア 市民の取組み

ごみの排出者として、ごみ問題解決の責任者であることを自覚し、家庭でのごみ発生量を少なくするなどライフスタイルの転換に努める。

〔取組みの事例〕

- ・マイバッグの持参、レジ袋の受け取り拒否
- ・生ごみの水切り（水分が多いと“水”を燃やす経費が多くなる）
- ・詰め替え製品、リターナブルびん商品の購入など

イ 事業者の取組み

事業者は、「製造者・販売者」「消費者」「ごみの排出者」の三つの立場があることを理解し、それぞれの立場から積極的に取り組む。

〔取組みの事例〕

- ・古紙業者への持込やごみ処理許可業者へ依頼し、リサイクル可能な古紙類を焼却からリサイクルへ循環させる。
- ・事務消耗品、用紙類などのグリーン購入を行う。
- ・製品設計、製造の際にリサイクル材の積極的利用を行う。
- ・消耗品やびんなどのリユース利用を促進する。
- ・圧縮、乾燥により減量化に努める。

ウ 行政の取組み

市民と事業者、様々な団体とのコーディネート、市民参加や環境教育、人づくりを行う。また、自らも事業者としてごみ減量化、資源化に取り組む。

〔取組みの事例〕

- ・市役所、学校などの公共施設においては、自ら率先して減量・資源化に取り組み、行動計画を公表すること。
- ・家庭から排出される廃食用油を再生し、市有自動車の軽油代替燃料として利用する。
- ・家庭から排出される廃プラスチック、白色トレーを新たに分別収集し、焼却からリサイクルへ循環させる。
- ・スーパー等へレジ袋の削減を要請する。
- ・新設される資源リサイクルセンター（仮称）において、リサイクル品の修理販売、リースやレンタルによる再使用推進事業等を実施する。
- ・市民団体、商店街及び工業団地等による資源物の集団回収を支援する。

- ・自治会、地域、職場などのエリア毎にごみ減量化指導員を養成する。

(5) 環境教育と意識啓発の推進

ごみ減量化の環境教育は、学校教育や社会教育などあらゆる機会を通じて行うことが重要である。地域と学校、学校間、地域間のつながりを広げることで、全市的な取組みに発展させることが必要である。

また、分別をきちんとする、ごみを減らす、不法投棄をしない等の意識教育は、繰り返し考える機会を増やす必要がある。

〔取組みの事例〕

・子どもや市民、自治会及び事業者へごみの減量化・リサイクルの意識啓発ため、教育啓発プログラムを作成する。

・新ごみ焼却処理施設には、環境保全や廃棄物処理に関する意識を高めるため、市民及び子どもの環境学習、環境活動が行える啓発施設を整備する。

あとがき

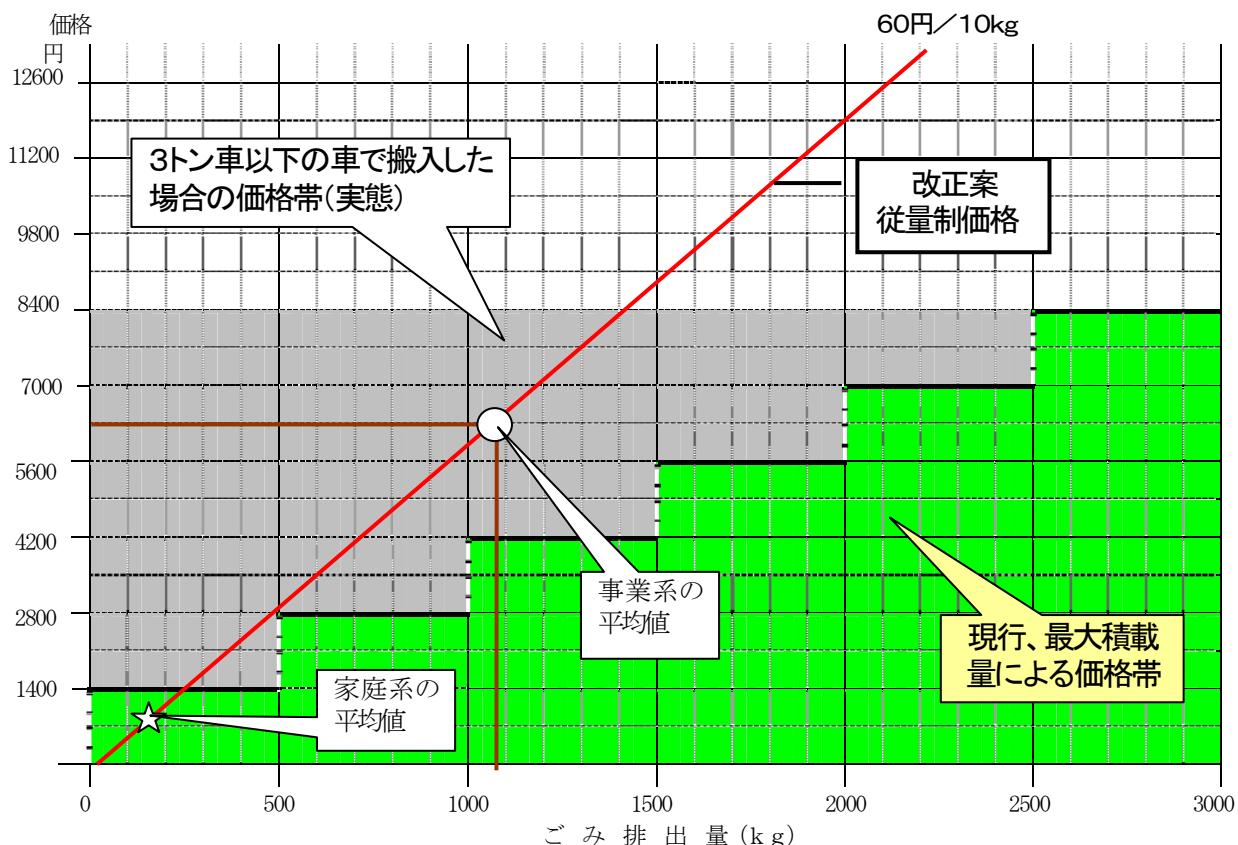
【参考資料】

ごみ処理手数料の値上げによる影響額

1 搬入車両一台当たりのごみ処理手数料の比較

	一台当たりの平均積載重量	ごみ処理手数料		
		現行	改定後	倍率
家庭系ごみ	136kg	1,400円	780円	0.5倍
事業系ごみ	1,075kg	4,200円	6,420円	1.5倍

※ 平均積載重量は、平成17年度の清掃センター直接搬入ごみの一台当たり平均重量である。



2 ごみ処理料金の負担額の比較

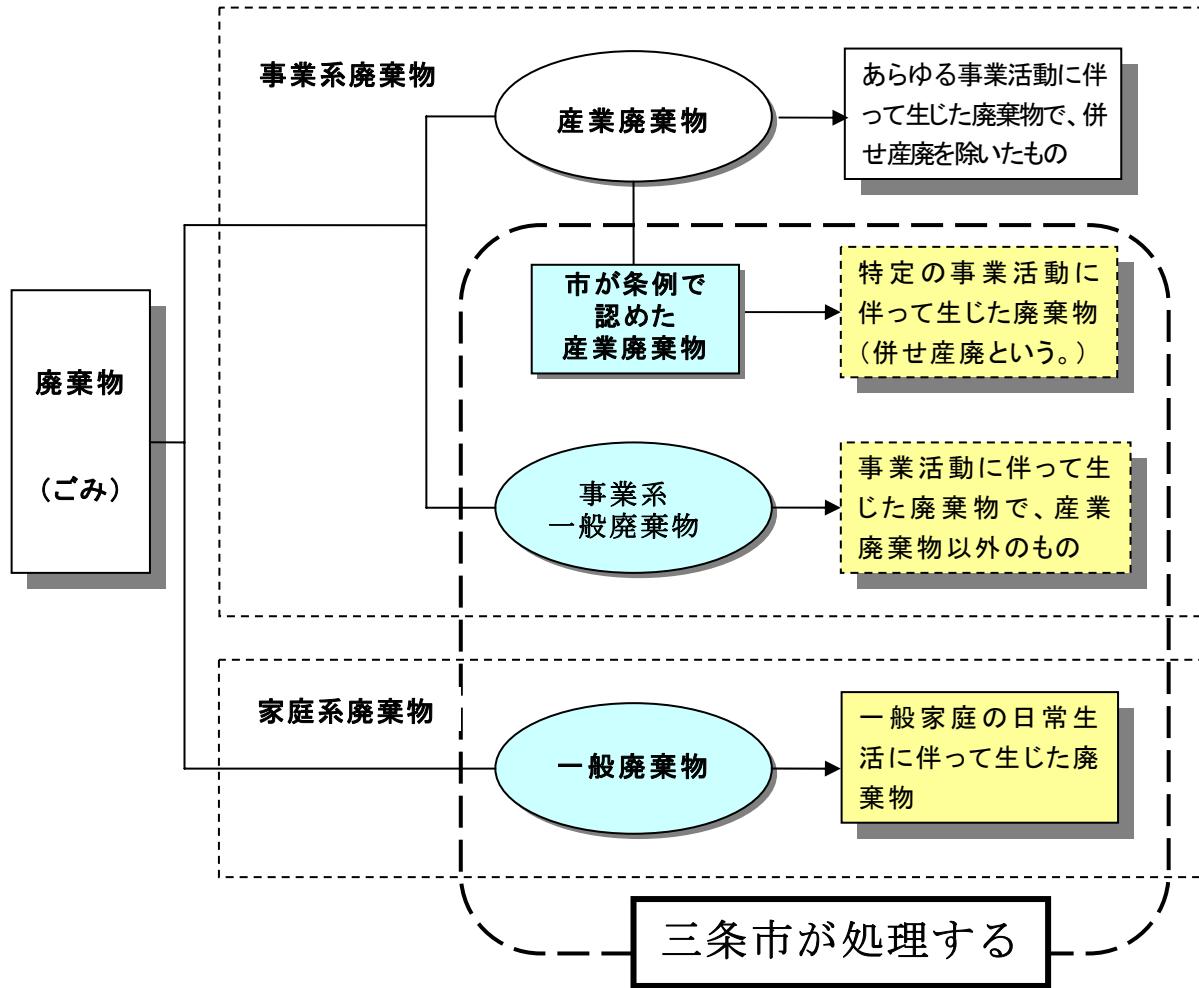
事業系ごみの一台当たり平均排出量を搬入車両別に、現行と改定後の料金で比較した。

また、分別・資源化等の減量化で、ごみ排出量を減らした場合の負担額の変化を例示した。

(単位:円)

搬入車両区分 排出量	軽トラ・普バシ 0.5t未満	普通バン 1.0t未満	普通貨物 1.5t未満	普通貨物 2.0t未満	普通貨物 2.5t未満	普通貨物 3.0t未満
	3回搬入	2回搬入	74%積載	55%積載	44%積載	37%積載
1,075kg	現行	4,200	5,600	4,200	5,600	7,000
	改定	6,420	6,420	6,420	6,420	6,420
	倍率	1.52	1.14	1.52	1.14	0.91
1割減量 967kg	改定	5,760	5,760	5,760	5,760	5,760
	倍率	1.37	1.02	1.37	1.02	0.82
2割減量 860kg	改定	5,160	5,160	5,160	5,160	5,160
	倍率	1.22	0.92	1.22	0.92	0.73
3割減量 752kg	改定	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
	倍率	1.07	0.80	1.07	0.80	0.64

● ごみ（廃棄物）の分類と処理区分の現状



● 注釈解説

1 条例により受け入れを認める産業廃棄物（併せ産廃）

特定の事業活動に伴って生じた次の廃棄物

- ・紙くず(建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴うもの)、紙・紙加工品製造業、製本業、印刷物加工業などの業種から排出されるもの)
- ・木くず(建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴うもの)、木材・木製品製造業、家具製造業などの業種から排出されるもの)
- ・動植物性残渣(食品製造業、飲料・飼料製造業、医薬品製造業、香料製造業などの業種から排出されるもの)
- ・繊維くず(建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴うもの)、繊維工業(衣服、繊維製品を除く)から排出されるもの)

2 バイオマス

資源の有効活用、再生利用の観点から見た動植物性の物質。動植物性の廃棄物からは有用物質やエネルギーが得られる。また、植物油も燃料として活用されている。

3 3 R

次の3つの言葉の頭文字をとって「3 R (スリーアール)」と呼びます。

- ・Reduce (リデュース) ……物を大切に使おう。ごみを減らそう。
- ・Reuse (リユース) ……繰り返し使おう。
- ・Recycle (リサイクル) ……再び資源として利用しよう。

三条市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

氏 名	所 属 等	就任年月日
会 長 西 澤 輝 泰	新潟大学 経済学部 教授	H18.7.24就任
副会長 五 十 嵐 孫 六	協同組合 三条工業会 技術・環境対策委員会委員長	H18.7.24就任
坂 内 孝 治 郎	三条市自治会長協議会 副会長	H18.7.24就任
棚 橋 第 八 郎	三条市環境衛生組合連合会 理 事	H18.7.24就任 H19.3.31退任
箕 輪 黙 男	三条市商店街連合会 副会長	H18.7.24就任
佐 久 間 欣 一	三条商工会議所 食品加工部会	H19.4. 1就任
原 田 新 一 郎	栄 商 工 会 理 事	H18.7.24就任
大 久 保 与 志 輝	下 田 商 工 会 副会長	H18.7.24就任
柴 沢 敏 行	株式会社 野島製作所 (ISO14001取得事業所)	H18.7.24就任
中 村 信 一	一 般 公 募	H18.7.24就任
野 崎 ミチコ	一 般 公 募	H18.7.24就任